

令和3年度
香川地方労働審議会
第1回家内労働部会
会議次第

令和4年2月8日(火)13:30～
香川労働局第1会議室

1 開 会

2 香川労働局労働基準部長 挨拶

3 議 題

(1) 部会長の選出について

(2) 部会長代理の指名について

(3) 「香川地方労働審議会家内労働部会運営規程」等について

(4) 香川県内の手袋・ソックスカバー製造業における家内労働の現状等について

(5) その他

4 閉 会

香川地方労働審議会 第1回家内労働部会

資 料 目 次

- 1 香川地方労働審議会 家内労働部会委員名簿
- 2 地方労働審議会令
- 3 地方労働審議会令における整理
- 4 香川地方労働審議会運営規程
- 5 香川地方労働審議会家内労働部会運営規程（案）
- 6 香川県手袋・ソックスカバー製造業最低工賃のお知らせ
- 7 香川県最低工賃改正経過
- 8 手袋・ソックスカバー製造業最低工賃審議に係る日程
- 9 令和3年度 香川県手袋・ソックスカバー製造業家内労働実態調査結果

香川地方労働審議会 家内労働部会委員名簿

令和3年11月22日現在

区分	ふりがな 氏 名	現 職	備考
公益代表	あずま けいすけ 東 圭 介	公認会計士、税理士、社会保険労務士	臨時委員
	しばた じゅんこ 柴 田 潤 子	香川大学法学部 教授	臨時委員
	ふじもと ともこ 藤 本 智 子	弁護士	委 員
家内労働者代表	うえた ゆみこ 上 田 裕 美 子	日本労働組合総連合会香川県連合会女性委員会 幹事	委 員
	おおしま みきとし 大 島 幹 敏	UAゼンセン香川県支部 支部長	臨時委員
	たていし たける 立 石 猛	日本労働組合総連合会香川県連合会 副事務局長	委 員
委託者代表	おおはら まさし 大 原 正 志	日本手袋工業組合 事務局長	臨時委員
	くぼた しんいち 窪 田 伸 一	香川県経営者協会 専務理事	委 員
	ともくに せいじ 友 國 誠 二	株式会社トモクニ 代表取締役社長	委 員

五十音順

地方労働審議会令

平成 13 年 9 月 27 日政令第 320 号

(名称)

第 1 条

地方労働審議会（以下「審議会」という。）には、当該都道府県労働局の名を冠する。

(組織)

第 2 条

審議会は、委員 18 人で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第 3 条

委員は、労働者（家内労働法（昭和 45 年法律第 60 号）第 2 条第 2 項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。）を代表する者、使用者（同条第 3 項に規定する委託者を含む。以下同じ。）を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が各同数を任命する。

2 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。

3 専門委員は、審議会の同意を得て、都道府県労働局長が任命する。

(委員の任期等)

第 4 条

委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。

4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第 5 条

審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第 6 条

審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 前項の委員及び臨時委員については、労働者を代表する委員の数と関係労働者を代表する臨時委員の数の合計数及び使用者を代表する委員の数と関係使用者を代表する臨時委員の数の合計数は、同数とする。
- 4 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。
- 5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、部会（その部会長が委員であるものに限る。）の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（最低工賃専門部会）

第7条

家内労働法第21条第1項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

- 2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
- 3 最低工賃専門部会は、その任務が終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。
- 4 前条第4項から第7項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

（議事）

第8条

審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の二以上又は労働者関係委員（労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。）、使用者関係委員（使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。）及び公益関係委員（公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。）の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前2項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

（庶務）

第9条

審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。

（雑則）

第10条

この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

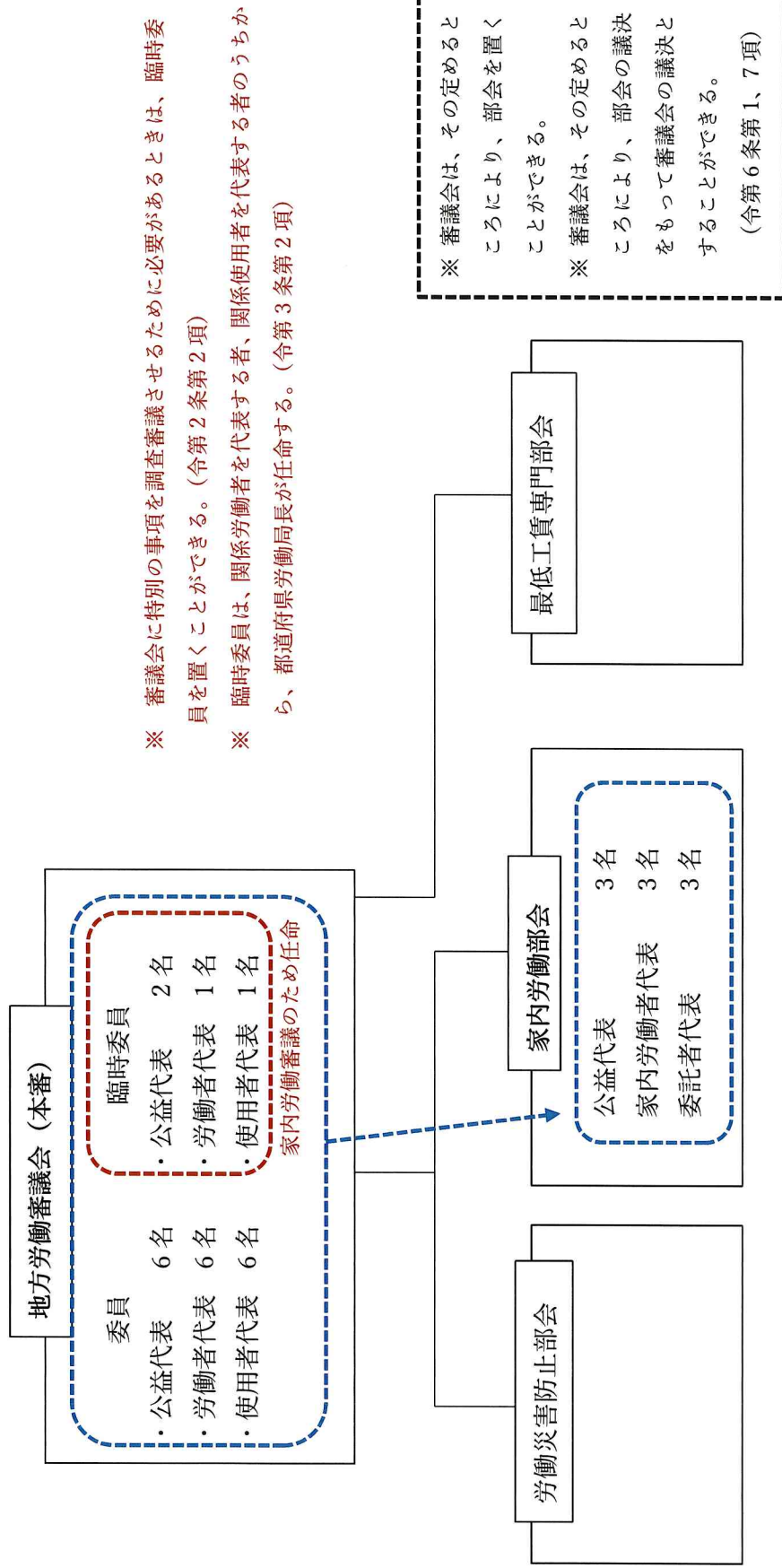
この政令は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成29年7月7日政令第185号）抄

（施行期日）

第1条

この政令は、平成29年7月11日から施行する。



- ※ 審議会に特別の事項を調査審議させるために必要があるときは、臨時委員を置くことができる。（令第 2 条第 2 項）
- ※ 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。（令第 3 条第 2 項）

- ※ 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は会長が指名する。（令第 6 条第 2 項）
- ※ 最低工賃の改正決定について調査審議を求められたときは、当該専門部会を置かなければならない。（家内労働法第 21 条第 1 項）

香川地方労働審議会運営規程

第1条 香川地方労働審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2及び地方労働審議会令（平成13年政令第320号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、香川労働局長（以下「局長」という。）から請求があつたとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の3分の1以上から請求があつたときに会長が招集する。

2 局長又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び局長に通知しなければならない。

4 審議会は、第1項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあっては、局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の招集に代えることができる。

第3条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第8条第1項及び第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

第4条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

第6条 審議会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 第2条1項から3項まで、及び第3条から第6条までの規定は、地方労働審議会令第6条に規定する部会（以下「部会」という。）及び同令第7条に規定する最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）について準用する。

この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をその都度局長に送付しなければならない。

第9条 審議会はその定めるところにより、次の部会を置くこととする。

一 労働災害防止部会

二 家内労働部会

2 第1項の部会については、局長から請求があったとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の3分の1以上から請求があった場合に設置、開催することとする。

第10条 部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決したときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

2 審議会は部会長が臨時委員である部会又は最低工賃部会の議決に関し、会長を除いた審議会の委員及び臨時委員が当該審議事項の議決に関する権限を会長に委任した場合、会長の一任をもって審議会の議決とすることができる。

3 最低工賃専門部会が、その任務を終了ののち、家内労働法第9条第2項の規定に基づく審議会の意見に関する異議の申立がなかった場合にはその時点で当該専門部会を廃止することとする。

第11条 臨時委員及び専門委員は、審議会令第4条第4項及び第5項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

第12条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表する者及び使用者を代表するものは、各同数とする。この場合において、部会に属すべき委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、異なる数とすることができる。

第13条 この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会に議事運営に関し必要な事項は部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。

第14条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 14 年 11 月 26 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 11 月 4 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 11 月 22 日から施行する。

香川地方労働審議会家内労働部会運営規程（案）

（規程の目的）

第1条 ~~この規程は~~香川地方労働審議会（以下「審議会」という。）家内労働部会（以下「家内労働部会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2、地方労働審議会令（平成13年政令第320号）及び香川地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（会議の招集）

第2条 家内労働部会の会議（以下「会議」という。）は部会長が必要と認めたときのほか、香川労働局長（以下「局長」という。）又は3人以上の委員から開催請求があったとき、部会長が召集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望開催期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

（委員の欠席）

第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席出来ないときには、その旨を部会長に適当な方法で速報するものとする。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。

（会議における発言）

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けなければならない。

3 家内労働部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録の作成)

第6条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名確認するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第7条 部会長は、家内労働部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、審議会会長に報告しなければならない。ただし、部会長が審議会の委員である

場合は、この限りでない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、家内労働部会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、令和3年1月12日から施行する。

この規程は、令和4年2月8日から施行する。

香川県手袋・ソックスカバー製造業最低工賃のお知らせ

資料No. 6

香川労働局

「香川県手袋・ソックスカバー製造業最低工賃」を次のとおり改正し、**平成21年3月25日**から実施することになりましたのでお知らせいたします。委託者は、この最低工賃額以上の工賃を家内労働者に支払わなければなりません。

1 適用する範囲

香川県内で手袋製造業又はソックスカバー製造業に係る縫製、仕上げ又は縁飾りの業務に従事する家内労働者及びその家内労働者に委託する委託者。

2 最低工賃額

この最低工賃額は、家内労働者が実際に受け取る最低の額です。

最低工賃額は、品目、規格及び工程の区分に応じ次のとおりです。

(1) 縫製の業務

品 目	規 格			最低工賃額
	素 材	形 状	作 業 部 位	
繊維製 縫手 縫袋	婦人用（作業用方式のものを除く。） 紳士用（作業用方式のものを除く。）	毛又は毛、ナイロン、アクリル若しくはポリエステルからなる混紡のニット生地	口丸で、かつ、色物のもの	おも、親指及びはぎ 10双につき 665円
			す	10双につき 70円
			おも、親指及びはぎ	10双につき 685円
皮革 手袋	婦人用 （縫いっぱなしのものに限る。） 紳士用 （縫いっぱなしのものに限る。）	皮 革	口丸で、かつ、内縫いのもの	おも、親指及びはぎ 10双につき 1,500円
			へ	10双につき 465円
			おも、親指及びはぎ	10双につき 1,300円
			横開き、三本飾りで、かつ、片まちのもの	へ 10双につき 440円
ゴルフ用手袋	皮 革 合 成 皮 革		おも、親指及びはぎ	10枚につき 825円
				10枚につき 770円

備考 1 上記金額には、縫い糸に要する費用は含まない。

2 作業用方式とは、親指の取付け部分の押さえ縫い及びはぎのまたつまみの縫いの工程のないものをいう。

(2) 縫製手袋の仕上げの業務

品 目	規 格		工 程	最低工賃額
	素 材	形 状		
繊維縫製手袋 （作業用手袋方式のものを除く。）	毛又は毛、ナイロン、アクリル若しくはポリエステルからなる混紡のニット生地	口丸で、かつ、色物のもの	湯のし、ラベル付け、袋入れ及び箱詰め	10双につき 180円
皮革 手袋	婦人用 紳士用	皮 革	火のし、ラベル付け、袋入れ及び箱詰め	10双につき 350円
				10双につき 335円

備考 上記金額には、光熱費を含む。

(3) ソックスカバーの手編みによる縁飾り（ゴム付きを含む。）の業務

縁 飾 り の 種 類	規 格		最低工賃額
	糸 の 種 類	形 状	
玉 編 み	アクリル糸、毛糸又は毛、ナイロン、アクリル若しくはポリエステルからなる混紡糸	編込みが14個で、かつ、1個につき3回引上げのもの	10足につき 350円

① 家内労働手帳の交付と記入

委託者は、家内労働者に工賃の支払方法等の委託条件を明示した家内労働手帳を交付し、その手帳には、委託する物品の数量、工賃の単価、受領した物品の数量、工賃支払日、支払工賃総額等をその都度記入しなければなりません。

② 工賃の支払い

工賃は、納品された日から**1月以内**（工賃締切日を定めている場合は、その日から**1月以内**）に現金で全額支払わなければなりません。また、この最低工賃額に満たない工賃しか家内労働者に支払わなかった場合には、罰則を適用されることがあります。

お問合せ先 香川労働局賃金室（電 話 087-811-8919）

最寄りの労働基準監督署 高松 087-811-8946 丸亀 0877-22-6244 坂出 0877-46-3196
観音寺 0875-25-2138 東かがわ 0879-25-3137

（この最低工賃を、家内労働者に周知して下さい。）

香川県最低工賃改正経過

資料No.7

年度	改正最低工賃	改正年月日
平成10年度	衣服製造業最低工賃	平成11年3月25日
平成11年度	手袋・ソックスカバー製造業最低工賃	平成12年3月25日
平成12年度	衣服製造業最低工賃	平成13年3月25日
平成13年度	なし（実態調査のみ実施）	
平成14年度	手袋・ソックスカバー製造業最低工賃	平成15年3月25日 （工賃変更なし、一部行程削のみ）
平成15年度	衣服製造業最低工賃	据え置き
平成16年度	衣服製造業最低工賃(廃止)	平成17年3月31日
平成17年度	手袋・ソックスカバー製造業最低工賃	平成18年3月25日
平成18年度		
平成19年度		
平成20年度	手袋・ソックスカバー製造業最低工賃	平成21年3月25日
平成21年度		
平成22年度		
平成23年度	手袋・ソックスカバー製造業最低工賃	諮問見送り
平成24年度		
平成25年度		
平成26年度	手袋・ソックスカバー製造業最低工賃	諮問見送り
平成27年度		
平成28年度		
平成29年度	手袋・ソックスカバー製造業最低工賃	諮問見送り
平成30年度		
令和元年度		
令和2年度		
令和3年度		

手袋・ソックスカバー製造業最低工賃審議に係る日程

平成31(2019)年2月	臨時委員を任命
平成31(2019)年3月	平成30年度第2回香川地方労働審議会において家内労働部会委員を指名 同日家内労働部会を開催し、「手袋・ソックスカバー製造業最低工賃」適用の家内労働の現状、今後の審議内容等について審議する。
令和元(2019)年10月	臨時委員を任命
令和元(2019)年11月	令和元年度第1回香川地方労働審議会において家内労働部会委員を指名
令和3(2021)年 1月～2月	令和2年度第1・2回家内労働部会において、最低工賃の改廃等に係る審議に資するために必要な資料の収集方法・収集項目について審議する（令和3年度実施予定の委託者に対する実態調査の内容及び家内労働者の意見を集約する方法等）。
令和3(2021)年11月	労働局において、令和2年度の審議結果を踏まえ、実態調査等を実施 臨時委員を任命 令和3年度第1回香川地方労働審議会において家内労働部会委員を指名
令和4(2022)年 2月～3月	実施した実態調査等の資料に基づき、家内労働部会において、最低工賃の改廃等に係る審議を行う。 審議結果を令和3年度第2回香川地方労働審議会に報告する。

令和 3 年度

香川県手袋・ソックスカバー製造業
家内労働実態調査結果

香 川 労 働 局

目 次

調査の概要	1
第1表 委託者数・常用労働者数・家内労働者数・最低工賃適用家内労働者数の推移	2
第2表 委託量の変動	3
第3表 家内労働者数の増減	3
(参 考) 調査票（委託者用）	4

調 査 の 概 要

1 調査の目的

この調査は、香川県における手袋・ソックスカバー製造の業務に従事する家内労働者の工賃額等の実態を把握し、「香川県手袋・ソックスカバー製造業最低工賃」改正等の審議のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の範囲

(1) 地 域

香川県の全域

(2) 調査対象

日本標準産業分類

E 1 1 8 4 靴下製造業

E 1 1 8 5 手袋製造業

E 1 1 9 9 他に分類されない繊維製品製造業（ウエイスト手袋・防災用手袋製造業等）

E 2 0 5 1 革製手袋製造業

の事業を営む委託者のうち、手袋、ソックスカバー製造にかかる縫製、仕上げ、縁飾りの業務を家内労働者に委託している委託者

3 調査対象期間

令和3年9月分について行う。ただし、調査事項の一部については令和2年9月及び令和3年9月を対象とする。

4 調査方法

通信調査による。

5 調査対象委託者数

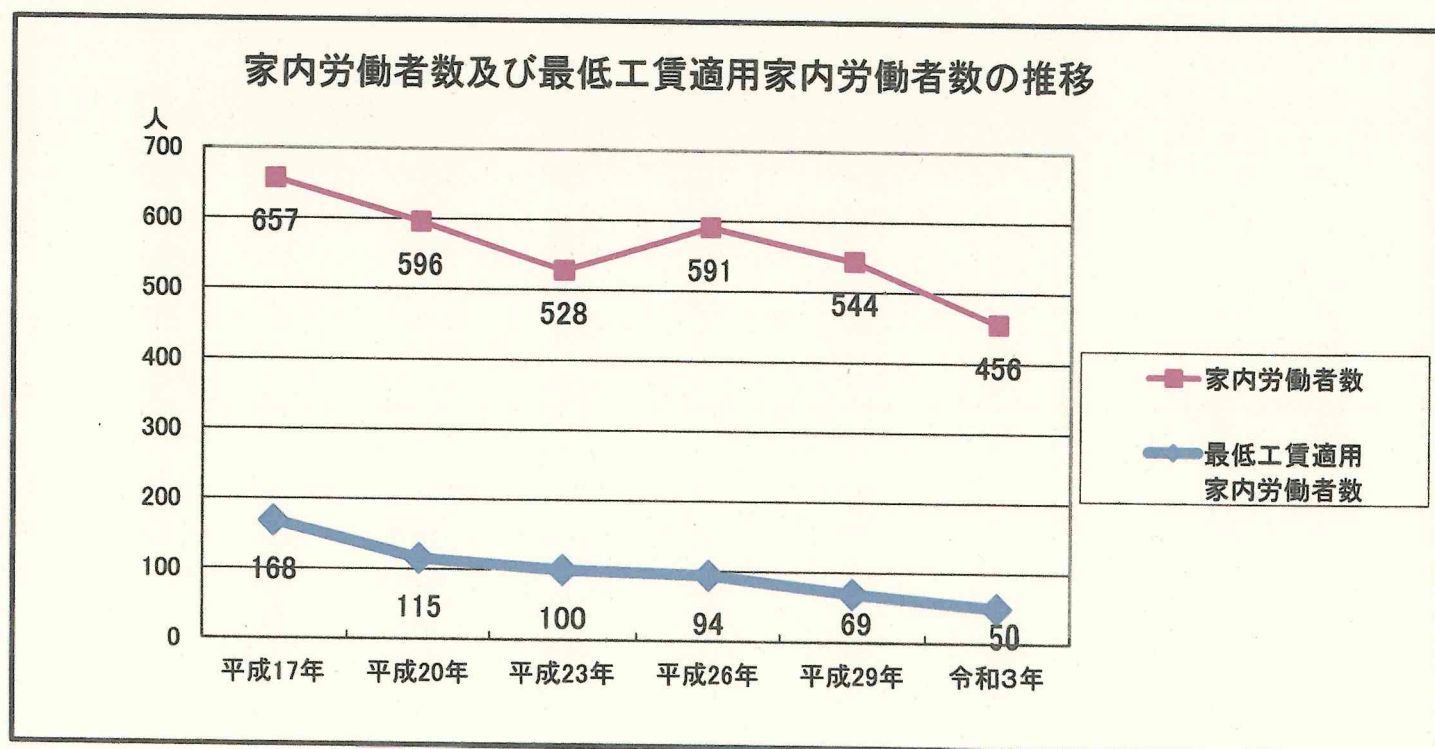
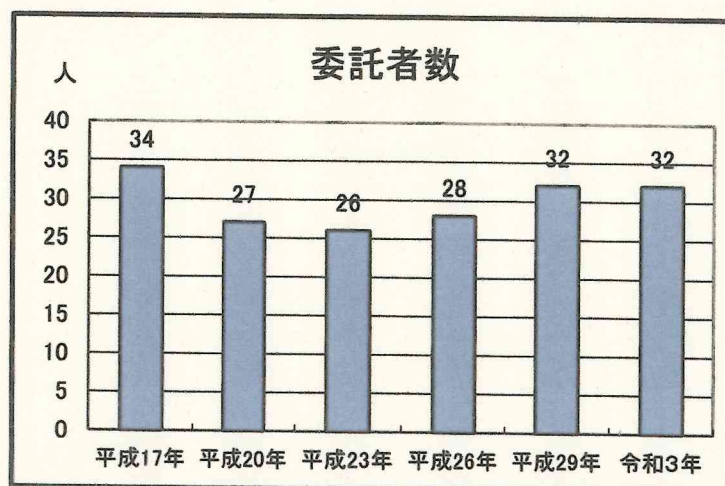
40 委託者

6 調査集計状況

最低工賃適用家内労働者あり	:	8 業者
最低工賃適用家内労働者なし	:	24 業者
委託なし	:	6 業者
対象産業外	:	2 業者

第1表 委託者数・常用労働者数・家内労働者数・最低工賃適用家内労働者数の推移

	委託者数	委託事業場における常用労働者数	家内労働者数	最低工賃適用家内労働者数
平成17年	34	609	657	168
平成20年	27	552	596	115
平成23年	26	542	528	100
平成26年	28	580	591	94
平成29年	32	827	544	69
令和3年	32	840	456	50



第 2 表 委託量の変動

令和2年 と比較し て	増えた	0 委託者	0.0%	増加率	0.0 %
	減った	2 委託者	25.0%	減少率	35.6 %
	変わらない	6 委託者	75.0%		
	合 計	8 委託者			

第 3 表 家内労働者数の増減

令和2年 と比較し て	増えた	0 委託者	0.0%	増加数	0 人
	減った	5 委託者	62.5%	減少数	1.4 人
	変わらない	3 委託者	37.5%		
	合 計	8 委託者			

※上記委託者数は、調査対象品目、工程欄の該当がある委託者についてのみカウント

手袋・ソックスカバー製造業家内労働実態調査票（委託者用）

香川労働局

事業場名		所在地	電話番号() - 担当者名()			
主要製品名		労働者数 (従業員数)	計	男	女	

1 家内労働者数について

(1) 令和3年9月現在で、作業を委託している香川県内の家内労働者(いわゆる内職者であって、補助者は含まない。)は何人居ますか。

(いない場合は調査対象外です。香川労働局へご連絡ください。)

合計 人 [うち 男 人 ・ 女 人]

(2) その家内労働者のうち、次の2の表の品目・規格欄の作業を1つでも

委託している人は何人居ますか。(1人に複数の業務を委託していても、人数は1人と数えてください。)

★(注) 現行の最低工賃は、同封の「香川県手袋・ソックスカバー製造業最低工賃のお知らせ」のとおりです。この表の業務、品目、規格(素材、形状、作業部位)、工程などの全てが当てはまる工賃についてご回答ください。

(いない場合は調査対象外です。香川労働局へご連絡ください。)

合計 人 [うち 男 人 ・ 女 人]

2 下の(イ)から(ハ)の表に完全に当てはまる作業を委託している家内労働者について、工賃額及び該当する家内労働者の人数等を記入してください。

●御社が委託する下の(イ)の業務について、それぞれに該当する工賃額が1種類しかない場合は、A欄にその工賃額を記入してください。もし、工賃額が複数ある場合には、次の①から③のどれですか。該当する番号に○を記入し、それぞれ必要な箇所に記入してください。

① 委託する家内労働者間では工賃は同じであるが、仕様やデザイン、業務の難易等によって工賃額を決めている。

下の表の工賃額のA欄には一番高い工賃額を、B欄には平均的な工賃額を、C欄には一番安い工賃額を記入し、D欄には工賃額の種類がいくつあるかを記入してください。また、工賃額を複数設定している理由を次の()内に記入してください。

(例 仕様、デザイン、生地の種類、作業の繊細さ等)

()

② 人によって工賃額を決めている。→工賃の一番高い人、平均的な人、一番安い人の工賃額をそれぞれA、B、C欄に記入してください。

③ その他(具体的に記入してください。)

(例 仕様やデザイン、業務の難易等によって工賃額を決めているが、業務が同じでも家内労働者によって工賃額が違うなど)

下の表の工賃額のA欄には一番高い工賃額を、B欄には平均的な工賃額を、C欄には一番安い工賃額を記入し、D欄には工賃額の種類がいくつあるかを記入してください。

●「家内労働者数」については、該当する欄ごとの人数を記入してください。

(イ)縫製の業務

品目	規格			工賃額					家内労働者数
	素材	形状	作業部位	単位	A	B	C	D	
繊維縫製袋	婦人用(作業用方式のものを除く。)	毛又は毛、ナイロン、アクリル若しくはポリエステルからなる混紡のニット生地	口丸で、かつ、色物のもの	おも、親指及びはぎ	10 双こつき	円	円	円	種類 人
				すそ	10 双こつき	円	円	円	種類 人
	紳士用(作業用方式のものを除く。)			おも、親指及びはぎ	10 双こつき	円	円	円	種類 人
皮革手袋	婦人用(縫いっぱなしのものに限る。)	皮	口丸で、かつ、内縫いのもの	おも、親指及びはぎ	10 双こつき	円	円	円	種類 人
				へり	10 双こつき	円	円	円	種類 人
	紳士用(縫いっぱなしのものに限る。)	皮	横開き、三本飾りで、かつ、片まちのもの	おも、親指及びはぎ	10 双こつき	円	円	円	種類 人
				へり	10 双こつき	円	円	円	種類 人

ゴルフ用手袋	皮革		おも、親指及びはぎ	10 枚につき	円	円	円	種類	人
	合成皮革			10 枚につき	円	円	円	種類	人

(注) 1 上記金額には、縫い糸に要する費用は含まない。

2 作業用方式とは、親指の取付け部分の押さえ縫い及びはぎのまたつまみの縫いの工程のないものをいう。

3 作業部位「すそ」については、「ルイスミシン」による縫製に限る。

●御社が委託する下の(ロ)の業務について、それぞれに該当する工賃額が1種類しかない場合は、A欄にその工賃額を記入してください。もし、工賃額が複数ある場合には、次の①から③のどれですか。該当する番号に○を記入し、それぞれ必要な箇所に記入してください。

① 委託する家内労働者間では工賃は同じであるが、仕様やデザイン、業務の難易等によって工賃額を決めている。

下の表の工賃額のA欄には一番高い工賃額を、B欄には平均的な工賃額を、C欄には一番安い工賃額を記入し、D欄には工賃額の種類がいくつあるかを記入してください。また、工賃額を複数設定している理由を次の()内に記入してください。

(例 仕様、デザイン、生地の種類、作業の繊細さ等)

()

② 人によって工賃額を決めている。→工賃の一番高い人、平均的な人、一番安い人の工賃額をそれぞれA、B、C欄に記入してください。

③ その他(具体的に記入してください)。

(例 仕様やデザイン、業務の難易等によって工賃額を決めているが、業務が同じでも家内労働者によって工賃額が違うなど)

下の表の工賃額のA欄には一番高い工賃額を、B欄には平均的な工賃額を、C欄には一番安い工賃額を記入し、D欄には工賃額の種類がいくつあるかを記入してください。

●「家内労働者数」については、該当する欄ごとの人数を記入してください。

(ロ)縫製手袋の仕上げの業務(工程欄のすべてについて委託している者に限ります。ラベル付けのみ委託等の場合は該当しません。)

品目	規格			工賃額					家内労働者数
	素材	形状	工程	単位	A	B	C	D	
繊維縫製手袋 (作業用手袋方式のものを除く。)	毛又は毛、ナイロン、アクリル若しくはポリエステルからなる混紡のニット生地	口丸で、かつ、色物のもの	湯のし、ラベル付け、袋入れ及び箱詰め	10 双につき	円	円	円	種類	人
皮革手袋	婦人用	皮革	口丸で、かつ、色物のもの	10 双につき	円	円	円	種類	人
			横開き、三本飾りで、かつ、片まちのもの	10 双につき	円	円	円	種類	人

(注) 上記金額には、光熱費を含む。

●御社が委託する下の(ハ)の業務について、記載要領は、上記の(イ)、(ロ)と同様です。((ハ)に該当がある委託者は、上記の(イ)、(ロ)と同じ項目を別の紙に記載して添付してください。)

(ハ)ソックスカバーの手編みによる縁飾り(ゴム付けを含む。)の業務

縁飾りの種類	規 格		工 賃 額					家内労働者数
	糸 の 種 類	形 状	単 位	A	B	C	D	
玉 編 み	アクリル糸、毛糸又は毛、ナイロン、アクリル若しくはポリエステルからなる混紡糸	編込みが 14 個で、かつ、1個につき 3 回引上げのもの	10 足につき	円	円	円	種類	人

3 令和2年9月と令和3年9月とを比較して、上記項目2に該当する業務の委託量及び家内労働者数について、該当するものに○をしてください。また、増減がある場合には、その率を記入してください。

委託量の増減	増 . % ・ 減 . % ・ 変わらず
--------	--

家内労働者数の増減	増 人 ・ 減 人 ・ 変わらず
-----------	--